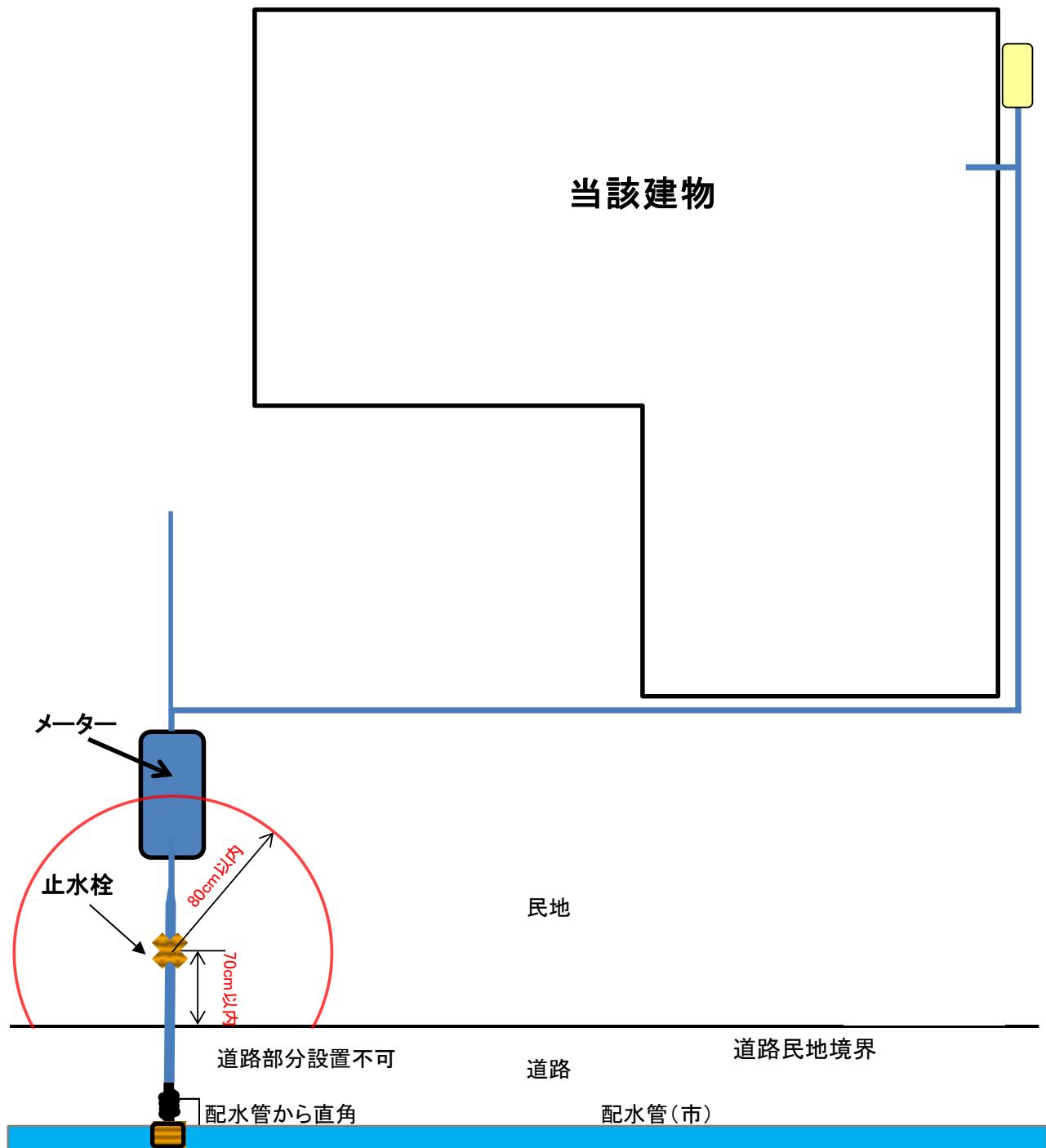


## 1. メーター設置基準(戸建て住宅)

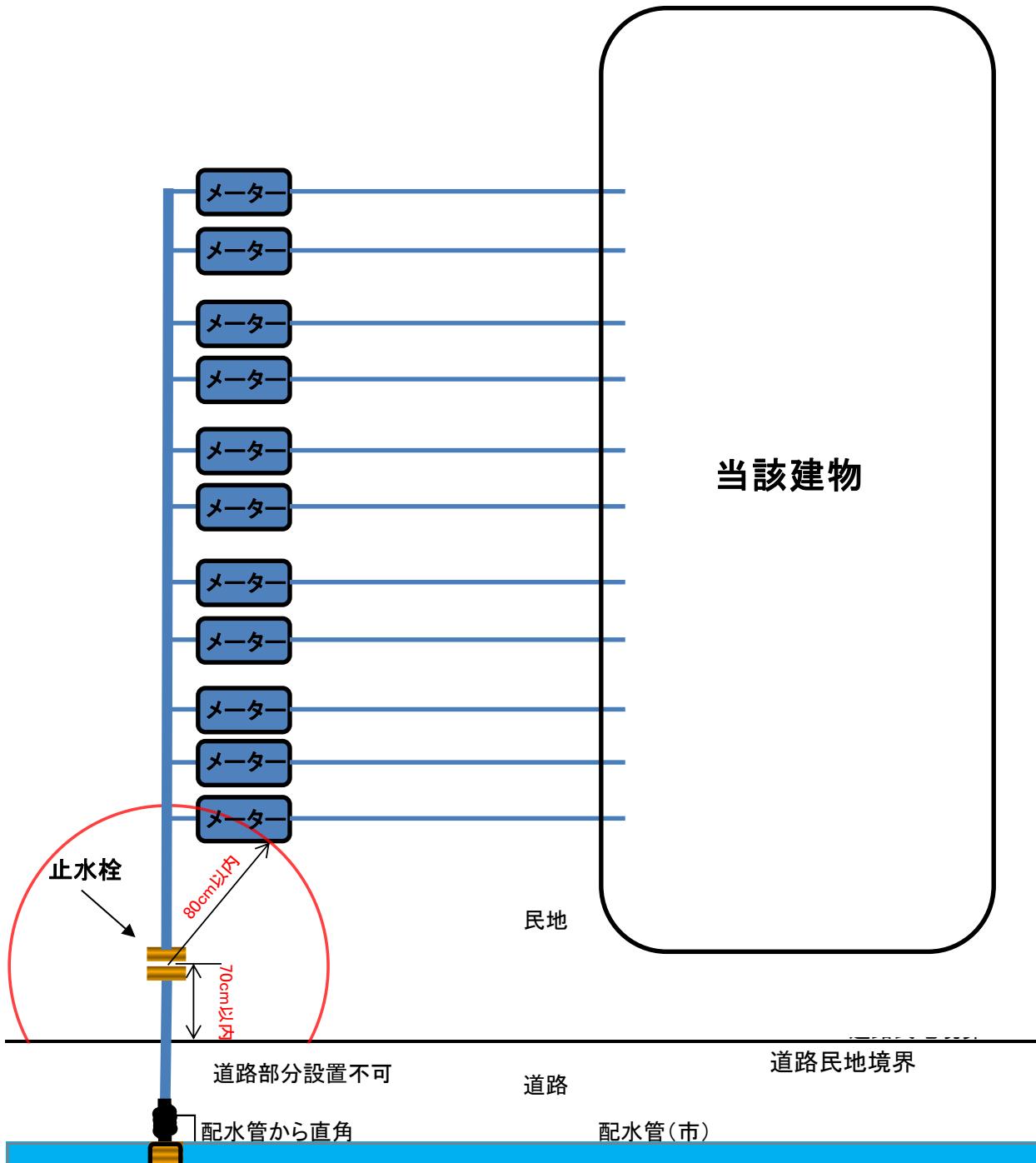
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メータ一口径にすること。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。  
※道路民地境界から70cm以内に止水栓を設置すること。  
※止水栓から80cm以内にメーターを設置すること。

## 2. 2階建て共同住宅及び3階建て9戸共同住宅(特例住宅)のメーター設置基準

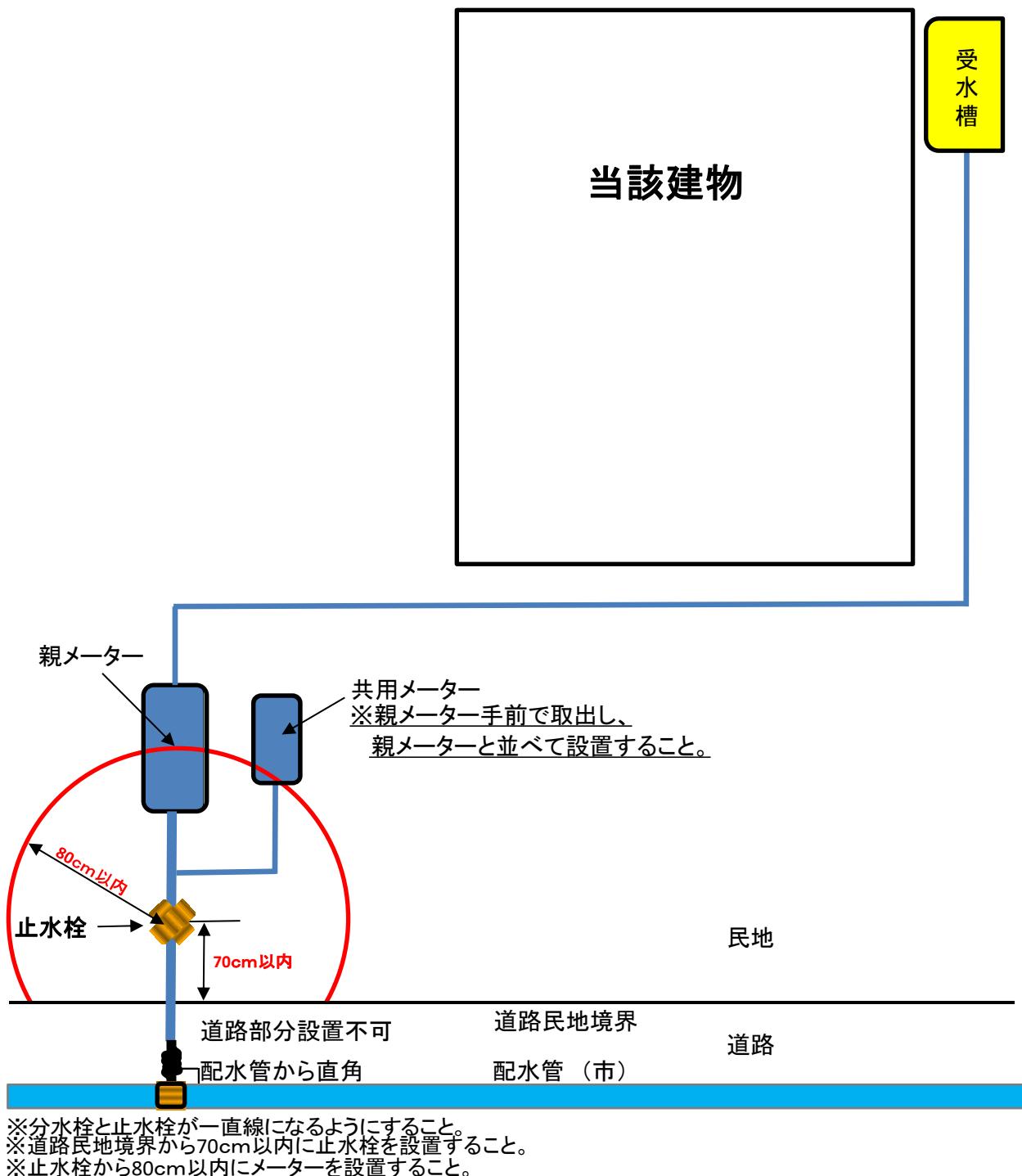
- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 第二止水栓は設置しないこと。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メータ一口径にすること。
- 基準どおり設置できない場合は、次により設置箇所を変更することができる。
  1. 水道施設課と協議をすること。
  2. 車などに踏まれないこと。
  3. 検針及びメーター交換しやすいこと。
  4. メーターバイパスユニット式の親メーターを設置する。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。  
 ※道路民地境界から70cm以内に止水栓を設置すること。  
 ※止水栓から80cm以内にメーターを設置すること。

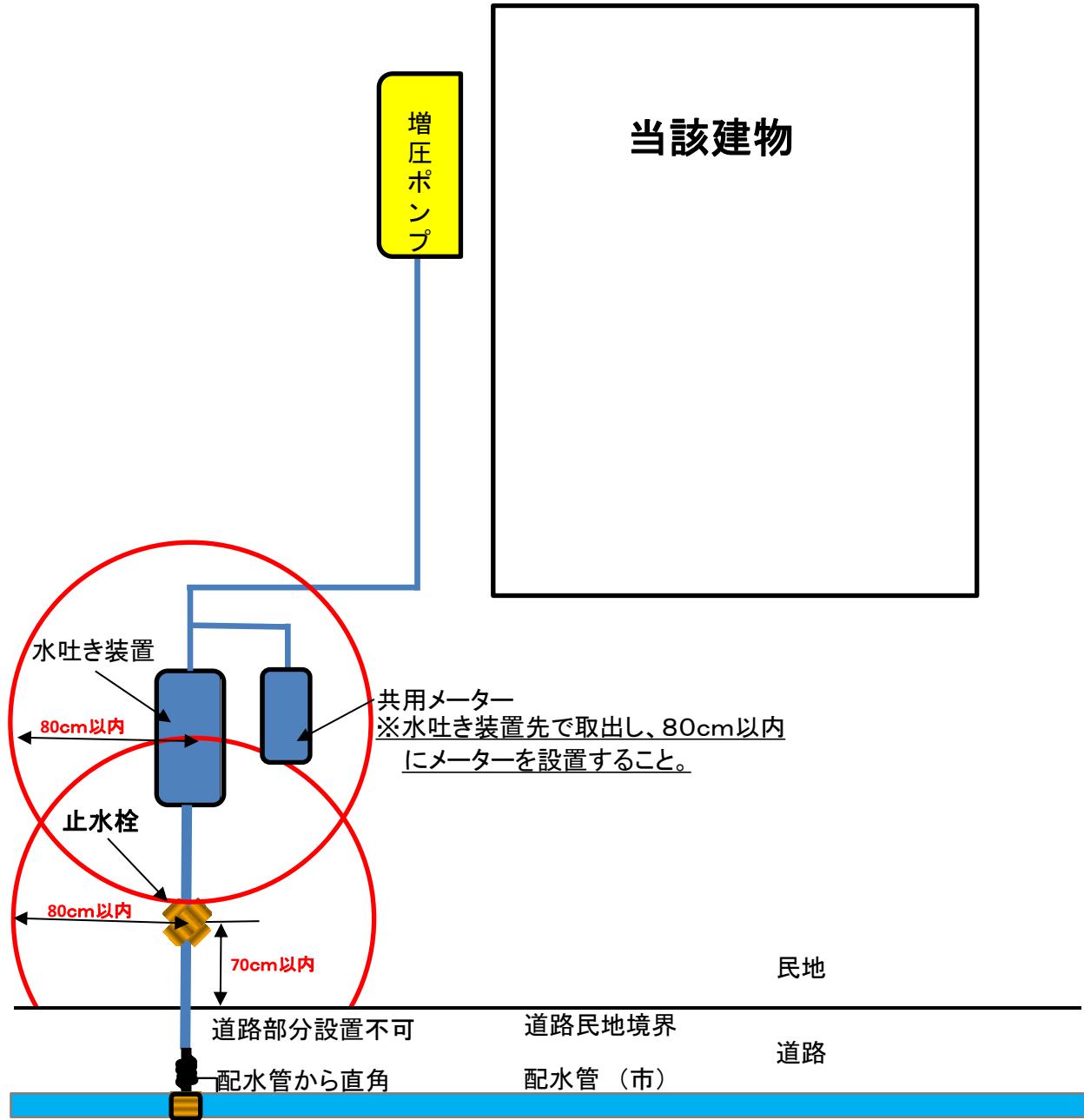
### 3. 集合住宅受水槽方式メーター設置基準

- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 親メーターを設置すること。
- 直圧の共用栓メーターを設置すること。(親メーター手前で取出し、親メーターと並べて設置すること。)



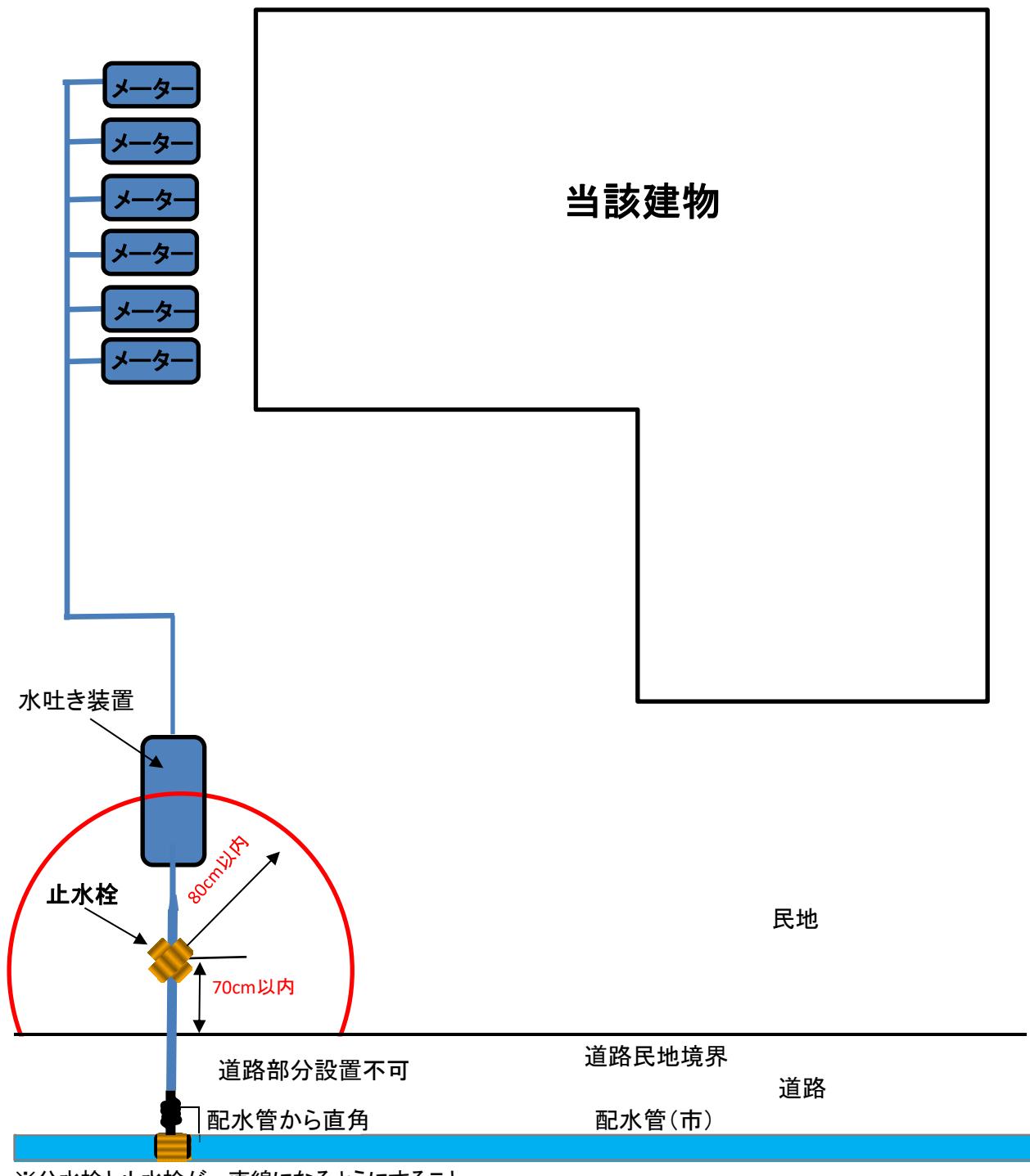
## 4. 集合住宅直結増圧方式メーター設置基準

- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 親メーターの代わりに水吐き装置を設置すること。
- 直圧の共用栓メーターを設置すること。(水吐き装置先で取り出し、80cm以内に設置すること)
- 個別メーターは、パイプスペースを設けてメーターユニット(平パッキン式)を使用し、  
検針及び交換等がしやすい場所に設置すること。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メータ一口径にすること。



## 5. 3階建て以上直結直圧共同住宅のメーター設置基準

- 車などに踏まれない箇所
- 検針及びメーター交換しやすい箇所
- 3階建て9戸共同住宅(特例住宅)は、別に定める。
- 水理計算のうえ、水量水圧不足にならないよう、適正メータ一口径にすること。
- パイプシャフトを設けてメーターを設置する場合はメーターユニット(平パッキン式)を使用し、検針及び交換等がしやすい場所に設置すること。
- 第二止水栓は設置しないこと。



※分水栓と止水栓が一直線になるようにすること。  
 ※道路民地境界から70cm以内に止水栓を設置すること。  
 ※止水栓から80cm以内にメーターを設置すること。